

## 令和6年度「給与支払報告書」の提出について

- 1 提出期限 令和6年1月31日（水）（事務処理の都合上、1月24日（水）までの提出にご協力願います。）
- 2 提出先 〒998-8540  
山形県酒田市本町二丁目2番45号  
酒田市役所 税務課市民税係  
電話0234（26）5712・5713・5714
- 3 提出書類 ①「給与支払報告書（個人別明細書）」市町村提出用（1枚）  
※「源泉徴収票」は必ず本人に渡してください。  
※用紙が不足している場合は、税務署からお取り寄せください。  
②「給与支払報告書（総括表）」  
※酒田市指定の総括表が送付された事業所等につきましては、酒田市指定の総括表を提出してください。他様式を使用される場合も、酒田市指定の総括表を添付してください。
- 4 留意事項
- 「給与支払報告書（個人別明細書）」は、金額の多少にかかわらず、令和5年中に給与を支払った方全員分（退職者、パート、アルバイト、季節雇用者等を含む）について、市町村提出用（1枚）を提出してください。
  - 「給与支払報告書（個人別明細書）」の提出は、「区分用台紙」を使用し、特別徴収分と普通徴収分に区分して提出してください。
  - 給与支払報告書を提出後に誤記や変更があった場合は、「訂正分」と朱書きし、再提出してください。

### 給与支払報告書の総数が100枚を超える事業者様向け

#### ◇給与支払報告書のeLTAX又は光ディスク等による提出義務について

- 令和3年1月以後に提出する給与支払報告書については、基準年（前々年）における給与所得の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられています（例：令和4年1月に提出した源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合、令和6年1月はeLTAX又は光ディスク等により提出する必要があります）。

eLTAX（エルタックス）による地方税電子申告の導入について

詳しくはeLTAXホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

#### ◇「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出について

- 退職や転勤等の異動があった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。
- 給与支払報告書を提出後に退職等の異動があった場合は、「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」を、4月15日まで提出してください。
- 令和6年1月1日以降（給与支払報告書を提出後）に異動となった方で、令和5年度に課税している市町村と、令和6年度の給与支払報告書を提出した市町村が異なる場合は、それぞれの市町村に給与所得者異動届出書を提出する必要があります。